

徳島大学高等教育研究センター学修支援部門 E d T e c h 推進班会議規則

平成31年4月1日  
高等教育研究センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学高等教育研究センター規則（平成30年度規則第86号）第23条第3項の規定に基づき、徳島大学高等教育研究センター学修支援部門 E d T e c h 推進班会議（以下「班会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 班会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ICTを活用した教育の企画及び提案に関すること。
- (2) 教員のICTを活用した教育の質向上及び普及に関すること。
- (3) ICTを活用した学生への教育の支援に関すること。
- (4) 四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施に関すること。
- (5) その他ICTを活用した教育の開発及び支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 班会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 班長
- (2) 専任教員（特任教員を含む。）
- (3) 兼務教員
- (4) 学務部教育支援課長
- (5) その他部門会議が必要と認める者

(議長)

第4条 班長は、班会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 班会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 班会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 班会議に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、班会議が別に定める。

(庶務)

第8条 班会議の庶務は、学務部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、班会議について必要な事項は、学修支援部門長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。